

# 兵庫県公報

令和6年1月30日 火曜日 第485号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

|   |    |
|---|----|
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（地域福祉課）        | 1  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同） | 2  |
| ○ 土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）   | 3  |
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）   | 3  |
| ○ 保安林の指定予定（治山課）   | 3  |
| ○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課）  | 4  |
| ○ 平成29年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）   | 4  |
| ○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）   | 4  |
| ○ 同 上（同）  | 5  |
| ○ 同 上（同）  | 5  |
| ○ 同 上（同）  | 5  |
| ○ 同 上（同）  | 6  |
| ○ 同 上（同）  | 6  |
| ○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）   | 6  |
| ○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（同）   | 7  |
| ○ 神戸国際港都建設計画流通業務団地造成事業の認可（同）  | 7  |
| ○ 神戸国際港都建設計画工業団地造成事業の認可（同）  | 8  |
| ○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）                                      | 8  |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）  | 8  |
| ○ 道路の位置指定（淡路県民局）  | 8  |
| <b>公 告</b>  |    |
| ○ 入札公告（広報広聴課）   | 9  |
| ○ 同 上（同）  | 11 |
| ○ 肥料の登録（農産園芸課）  | 13 |
| ○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）  | 14 |
| ○ 肥料の登録の失効（同）   | 16 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）   | 16 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）   | 17 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）  | 18 |
| <b>企業庁公告</b>  |    |
| ○ 入札公告  | 18 |
| <b>選挙管理委員会告示</b>  |    |
| ○ 令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第75号の訂正   | 21 |
| ○ 令和5年兵庫県選挙管理委員会告示第56号の訂正   | 22 |

## 告 示

### 兵庫県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市山東町新堂字峠92
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
    峠92（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第68号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 加 入 区 |                               | 同意成立年月日  |
|-------|-------------------------------|----------|
| 区 域 名 | 区 分                           |          |
| 仮屋区域  | 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業 | 令和6年1月9日 |
| 浦区域   | 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業 | 同 上      |



**兵庫県告示第69号**

平成29年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

奥池(1) I（107000001）の項中別図1を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三条北 I（107000017）の項中別図10を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第70号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第226号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を

解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                     | 指定を解除する区域                  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|----------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 熊内(4) I<br>(101080030) | 神戸市中央区熊内町9丁目<br>(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図23のとおり                      |



**兵庫県告示第71号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                      | 指定を解除する区域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 奥池(1) II<br>(107000004) | 芦屋市奥池町（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |



**兵庫県告示第72号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第92号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                     | 指定を解除する区域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 千石ズリ谷 I<br>(215000009) | 宝塚市小林（別図31のとおり） | 土石流                 | 別図31のとおり                      |



**兵庫県告示第73号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1130号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                 | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 安積Ⅱ<br>(128020031) | 宍粟市一宮町安積（別図24のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図24のとおり                      |

兵庫県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第1095号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                   | 指定を解除する区域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 畦の谷川Ⅰ<br>(228040056) | 宍粟市千種町西河内（別図137のとおり） | 土石流                 | 別図137のとおり                     |

兵庫県告示第75号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                 | 指定を解除する区域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 森谷Ⅰ<br>(239010086) | 佐用郡佐用町奥金近（別図137のとおり） | 土石流                 | 別図137のとおり                     |

兵庫県告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦